

財務・施設における国立大学法人化の意味と筑波大学の課題

磯田文雄
理事・副学長

1. 中期目標・中期計画

国立大学法人筑波大学の財務運営方針は、「国立大学法人筑波大学の達成すべき業務運営に関する目標」すなわち「中期目標」並びに「国立大学法人筑波大学中期計画」に明記されている。

そこには、財務運営に関し、①外部研究資金その他の自己収入の増加について、②経費の抑制について、③資産の運用管理の改善について、それぞれ、目標とその目標を達成するためにとるべき措置が定められている。また、予算、収支計画及び資金計画、短期借入金の限度額、剰余金の使途並びに中期目標期間を超える債務負担についても記述されている。

施設設備に関しては、施設設備の整備・活用等に関する目標を明記するとともに、その目標を達成するためにとるべき措置として、①教育研究等の質の向上について必要となる施設設備の整備に関する具体的措

置、②必要となる施設設備の新たな整備手法に関する具体的措置、③施設設備の有効活用及び維持管理に関する具体的方策などが記述されている。

このような中期目標及び中期計画の下で、国立大学法人筑波大学の財務運営及び施設設備の整備・活用が行われるので、透明性と計画性が大いに増すこととなる。

2. 法人化と予算執行

(1) 機動的・弾力的な予算執行

国立大学法人の主要な財源である運営費交付金については、使途の特定がなく、各法人の判断により弾力的な執行が可能なものとして措置されている。

法人化前の国立学校特別会計と予算執行の面から比較すると、

①予算費目等により区分され、用途が特定されていたものが、いわゆる「渡しきりの交付金」となり使途の内容は特定されな

くなること

②施設費などの繰越の特例を除き、単年度での執行が原則であったものが、プロジェクト経費等で当該年度に使い残しが生じた場合は、翌年度に使用が可能となること

③さらには、自己収入の増収や経費節減等により剰余金が生じた場合には、これまでは国立学校特別会計全体の用途に充てられていたものが、各法人において、一定の要件のもとで中期計画にあらかじめ示された用途に充てることが可能となることなどの変更が行われた。

これらの変更により、各法人の自主的な判断による機動的かつ弾力的な執行が可能となるとともに、経営努力の結果が直接法人に反映されることとなった。

(2) 説明責任

但し、国の定めた運営費交付金の制度の下で、全く自由に予算を執行できることとなったわけではない。法人は、国の提示した中期目標、国の認可を受けた中期計画並びに国に届け出た年度計画に基づき、適切に予算を執行しなければならない。

まず、中期目標を達成するための中期計画及び年度計画に即した予算執行でなければならない。これらの目標や計画と関わりのない事柄や目標・計画に反する事柄に予

算執行すべきでないのは言うまでもない。これらの目標・計画は、国と国立大学法人との契約であり、国立大学法人は、目標達成のために計画に即して適切に予算執行しなければならないのである。

次に、予算執行に伴う説明責任が法人にはある。これまでは、国の法令や規定並びに指揮・監督に従って予算執行していれば適切な予算執行とされたが、これからは、法人自らが自らの判断で予算執行を行い、公的な資金である運営費交付金の執行として適切であること、さらには、国が設立した国立大学として適切な財務運営であることの説明責任を、国立大学法人自らが負うこととなる。

これまでは国立大学の裁量権が少なかったが、国の命ずるがままに予算執行すればそれで事足りた。しかしながら、これからは一つ一つの予算執行について適切な判断を行い、国民に対する説明責任を果たしていかなければならない。自主性を賦与されたことの当然の結果として、重い責任が課せられているのである。

ここに、今回の改革が、大崎仁氏が述べるとおり、「国の大学管理の手法を、従来の直接管理方式から目標管理等による間接管理方式に切り替えることに主眼があり、国立大学の基本的性格を変えるようなものではない。」という法人化の意味が重くのし

かかってくる。国立大学の法人化であり、民営化ではないのである。

3. 筑波大学の課題

(1) 運営費交付金

筑波大学の財務・施設における課題は、筑波大学の特徴そのものを反映している。

まず、平成16年度の運営費交付金額422億円は、北海道大学に次いで国立大学法人第7位の規模である。これは、大学改革を先導する新構想大学として国の厚い支援を得、他大学とは異なる基準で予算が配分されてきたからである。

しかしながら、運営費交付金には、当然のことながら、他大学と同様の比率で効率化係数がかかることとなっているので、法人化後は、国の特別な扱いはなくなったと言える。

新構想の大学として設立された筑波大学は、キャンパスの広さを始め様々な面で他大学よりも質量ともに優れているが、その適切な運営に必要な経費は、当然、他大学よりも多いと言える。その経費を確保するためにも、特別教育研究経費を積極的に獲得するなどして運営費交付金の確保に努力しなければならない。国の特別な支援がなくなった以上、自ら努力しなければならないのである。

(2) 施設整備費補助金

次に、筑波大学が保有する建物面積92万 m^2 は、東大、京大に次いで、国立大学法人第3位の広さである。これは、米国のスタンフォード大学のような美しい自然環境の中の恵まれたキャンパスづくりを目指したからである。

これらの建物は、開学に合わせていちどきに建てられたため、既に開学30年を過ぎ、老朽化が深刻である。築30年以上の建物が12%、25年から29年の建物が56.2%、20年から24年の建物が19.2%である。特に、春日地区を除く筑波キャンパスの建物及び基幹設備の老朽改修のために、平成22年度までにおよそ1100億円が必要であると試算されており、その対応が最重要課題の一つとなっている。

(3) 人件費

平成16年度国立大学法人筑波大学予算から外部資金を除いた額約696億円に占める人件費402億円の割合は、57.8%であり、国立大学法人全体の平均56.2%よりも高く、東大、京大、東北大学等よりもかなり高い。これは、国立大学で最大規模の11校の附属学校を擁していることが主要な要因の一つとしてあげられる。

このように人件費が大学予算の5割強を占めていることから、財務運営においても

人件費問題は最重要課題の一つである。

大学設置基準等に基づく専任教員数及び公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律等に基づく附属学校教員数に必要な給与費相当額は効率化の対象外である。しかしながら、毎年の効率化による人件費の削減、普通昇給等に要する人件費増、人事院勧告への対応などについて慎重かつ適切な対応が求められる。

4. 筑波大学の基盤の強さを信頼し

ここまで、筑波大学の財務・施設の課題を紹介したが、筑波大学の基盤が他大学に比して強固であることにも思いをいたしていただきたい。

財政的な規模のメリットは大きく、筑波大学が約700億円の予算を有することは、他大学に比し財務運営上の選択肢が多いことを意味し、最も効果的な方策をとれば、筑波大学の更なる発展が十分可能である。

(いそだ ふみお)